

最低制限価格（低入札調査基準価格）制度の改正について

○ダンピング受注の排除や工事の品質確保、下請け企業へのしわ寄せ防止への対応を図るため、令和2年度の入札から、最低制限価格（低入札調査基準価格）の算定式および公表方法を下記のとおり改正いたします。

1 最低制限価格（低入札調査基準価格）の算定式について

（土木工事）

現 行	改 正 後
①直接工事費の97% ②共通仮設費の90% ③現場管理費の90% ④一般管理費の55% ①～④の合計額（1万円未満切り捨て） ただし、予定価格の70～90%の範囲	①直接工事費の97% ②共通仮設費の90% ③現場管理費の90% ④一般管理費の55% ①～④の合計額（1万円未満切り捨て） ただし、予定価格の 75～92% の範囲

（建築・設備工事）

現 行	改 正 後
①（直接工事費の90%）の97% ②共通仮設費の90% ③{現場管理費+（直接工事費の10%）} の90% ④一般管理費の55% ①～④の合計額（1万円未満切り捨て） ただし、予定価格の70～90%の範囲	①（直接工事費の90%）の97% ②共通仮設費の90% ③{現場管理費+（直接工事費の10%）} の90% ④一般管理費の55% ①～④の合計額（1万円未満切り捨て） ただし、予定価格の 75～92% の範囲

2 最低制限価格（低入札調査基準価格）の事後公表について

最低制限価格（低入札調査基準価格）について、入札執行後の事後公表とします。
公表の方法については、総務課契約検査係においての閲覧とします。（入札日の翌々日以降に閲覧可）

○適用時期について

令和2年4月1日以降に入札（開札）する案件から適用いたします。
（令和2年3月中の公告・指名通知より適用）